令和７年度相馬市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項

１．目的

ふるさと納税制度により相馬市へ寄附を行った方々に対し、相馬市の特産品やサービス等の返礼品を通じて、感謝の意を表することを最大の目的とし、地元特産品の PR、販路拡大などに伴う地元経済の活性化を目指し、市外在住の寄附者への返礼品として商品やサービスを提供していただける法人、団体又は個人事業者（以下「協力事業者」 という。 ）を募集します。

２．事業概要（ 寄附申込から支払までの流れ ）

相馬市は、返礼品の発送手配や寄附情報の管理、問い合わせ対応などを、返礼品取りまとめ事業者(以下「中間事業者」という。)へ委託しています。返礼品を提供するには、中間事業者との取引が必要となります。

① 寄附者から相馬市に対する寄附の申込

※申込方法は、ふるさと納税ポータルサイト、郵送及びＦＡＸにより相馬市あて申込み。

② ポータルサイトから中間事業者への寄附情報連携

③ 中間事業者から協力事業者に返礼品発注（インターネット上での手続きとなります）

④ 協力事業者から寄附者に返礼品発送

⑤ 協力事業者と中間事業者において、代金請求及び支払手続き

※その後、中間事業者と本市において、代金請求及び支払手続きを行います。

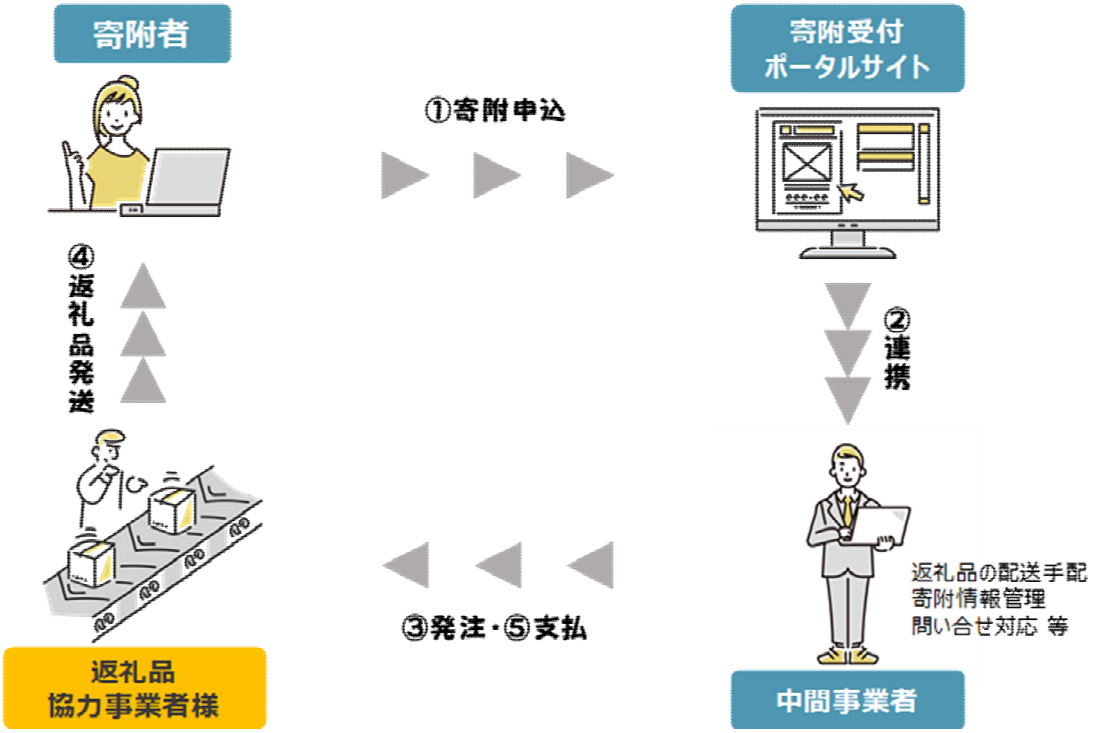

３．協力事業者の要件

(1)次の条件を全て満たす必要があります。

① 各種法令等に沿った生産、製造、販売及びサービスの提供を行っていること。

② 本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場を相馬市内に有する法人、団体または個人事業者であること。

③ 市税等の滞納がないこと。

④ 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

⑤ 電子データの送受信を可能とするインターネット環境が整備され、協力事業者の責任においてインターネット上での返礼品の登録及び受注に対応できること、また、必要なセキュリティ対策が講じられていること。

※ただし、上記の要件に適合しても、相馬市が協力事業者として適当でないと認めた場合や、返礼品として適当でないと認めた場合は、参加をお断りすることがあります。

4．返礼品の要件

⑴次の要件を全て満たす返礼品を募集します。

① 相馬市の魅力をＰＲし、交流人口拡大や地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。

② 次の地場産品基準のうちいずれかに該当すること。

ア 相馬市内において生産されたものであること。

イ 相馬市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

ウ 相馬市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより、相応の付加価値が生じているものであること。

エ 相馬市内において提供されるサービスであること。

オ その他、総務省基準（平成 31 年総務省告示第 179 号）に適合するものや、この告示に関する総務省通知に適合するものであること。

※ 返礼品の候補商品は総務省による事前確認があり、承認された商品のみが地場産品として返礼品に採用されます。

※ 総務省の地場産品基準は随時見直しが行われております。基準が変更になることにより、出品済のものでも出品できなくなる場合があります。

③ 品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取扱うこととする。

④ 飲食物の場合は、寄附者に商品到着後、一定期間の消費または、賞味期限が保証されていること。

⑤ サービスの提供等の場合は、原則有効期限が発行日から１年以上であること。

⑵寄附金額について

寄付金額については、返礼品の価格に応じ、相馬市が設定します。

5．協力事業者の特典

①返礼品として商品等を出荷することにより、販路・売上の拡大につながります。

②ふるさと納税ポータルサイトに掲載され、全国のサイト会員に会社名や商品・宿泊サービスを PR できます。※返礼品発送時に自社パンフレット等を同梱していただくことも可能です。

③ふるさと納税ポータルサイトに掲載する際の基本使用料や商品掲載料、発送費用は相馬市が負担します。※中間事業者との契約によって、商品代金支払い時の振込手数料等は、協力事業者の負担となる場合があります。

６．協力事業者の申請・返礼品の登録

返礼品の提供を希望する事業者は、次に掲げる書類を提出してください。申請受付後、相馬市が審査を行い、登録が適当であると認めたときは協力事業者として決定、登録をします。

⑴登録申請関係 書類

① 相馬市ふるさと納税返礼品協力事業者登録（変更）申請書兼誓約書【第１号様式】
② 事業者の概要がわかる資料（パンフレット可）
③ 相馬市が発行する完納証明書
④ 相馬市ふるさと納税返礼品登録(変更)届【第３号様式】
⑤ 返礼品の内容が分かる資料（写真、生産・原料等が確認できる書類等）
※④、⑤は登録を希望する返礼品毎に提出してください。

⑵申請先

〒976-8601
福島県相馬市中村字北町６３番地の３
相馬市役所企画政策課企画政策係（ふるさと納税担当）
電話番号 ０２４４－３７－２１３２
ＦＡＸ　０２４４－３５－４１９６
E-mail　k-kikaku@city.soma.lg.jp

⑶申請方法

申請先に持参または郵送により提出してください。（③以外はメールでの提出も可）

⑷その他

※ 登録後は、特段の意思表示がない限り、翌４月１日から１年間の自動更新となり、その後も同様となります。
※申請書の内容は中間事業者と共有させていただき、登録された事業者には、中間事業者よりシステム登録等についてのご連絡をさせていただきます。
※協力事業者の登録内容を変更する場合は、別紙第１号様式「相馬市ふるさと納税返礼品協力事業者登録（変更）申請書兼誓約書」に、事業者名及び変更箇所を記入して提出してください。変更申請後、相馬市が審査を行い、変更が適当であると認めたときは登録内容を変更し、通知します。
※ 協力事業者登録の取り下げをする場合は、別紙第２号様式「相馬市ふるさと納税返礼品協力事業者登録取り下げ書」に必要事項を記入して提出してください。

７．募集期間

令和７年６月１７日(火)～令和７年７月１日(火)

上記期間に申請書を提出し登録された事業者の返礼品は、総務省の承認を受けた後、令和７年１０月１日よりふるさと納税返礼品として登録される予定となります。

上記募集期間終了後は、随時募集させていただきますが、その場合、返礼品の登録日は未定です。

８．新たな返礼品の登録（随時募集）

⑴ 協力事業者登録後、新たな返礼品の出品を希望する場合は、別紙第３号様式「相馬市ふるさと納税返礼品登録(変更)届」に必要事項を記入して６⑵の宛先へ提出してください。

※登録後は特段の意思表示がない限り、翌４月１日から１年間の自動更新となり、その後も同様となります。

⑵ 返礼品に変更が生じた場合は、別紙第３号様式「相馬市ふるさと納税返礼品登録(変更)届」に変更箇所を記載し、６⑵の宛先へ提出してください。

※ 地場産品の要件に変更がある場合は、必ず変更届を提出してください。

※ 変更の内容によっては、再度、総務省の確認を行う場合があります。

９．返礼品に関する特記事項

返礼品は、寄附者の方々に対し、相馬市の魅力等を全国に伝える重要な役割を果たすものであり、その品質やサービスは、協力事業者のイメージのみならず相馬市へのイメージにも繋がるものであります。そのため、協力事業者は、品質管理やサービスの提供体制等ついて細心の注意を払い、返礼品が相馬市を代表するものとして、誇りを持って提供してください。

10．その他留意事項

⑴ 寄附者が相馬市民である場合、返礼品の送付対象外となります。

⑵ 返礼品は、寄附者より寄附申込時に選択された場合に提供をお願いするものですので、寄附者から返礼品の商品に選択されない場合があります。そのため、協力事業者は、自社ホームページや各種 SNS、事業所等で積極的な PR を行なってください。

⑶ 協力事業者は、商品の品質等に関して、寄附者からの苦情等に対して真摯に対応し解決に努め、その内容について相馬市及び中間事業者へ必ず報告してください。なお、品質等による保証及び寄附者からのクレーム対応に関して相馬市は一切の責任を負いません 。

⑷ 相馬市が、求める場合に、返礼品の紹介等のため原則として無償により返礼品等のサンプルを提供、又は、サービスについて現場の確認をさせていただくことがあります。

⑸ 相馬市は、特定の返礼品について、寄付者に返礼品として選択された実績数や返礼品の性質等をもとに市が選択し、優先的に広報、物産店への出品などを実施することがあります。

⑹ 登録された返礼品を変更または辞退する場合は、事前に相馬市及び中間事業者まで連絡が必要となります。

⑺ 相馬市は、協力事業者又は返礼品の商品が本要項３および４に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、協力事業者及び返礼品の登録を取り消すことがあります。

第１号様式

相馬市ふるさと納税返礼品協力事業者登録(変更)申請書兼誓約書

令和　　年　　月　　日

相馬市長

「相馬市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項」６の規定に基づき、協力事業者の登録(変更)について申請します。また、申請にあたり同要項3の要件等を満たしていること及び裏面の誓約事項について誓約いたします。

所在地 （相馬市内）	〒　　－
事業者名	(フリガナ)
代表者名	(フリガナ)
事業者情報	電 話 ： ＦＡＸ： メール： ホームページ：　□有　　□無 URL（　　）
担当者連絡先 （代表者・事業者情報と同じ場合は同上と記載してください）	(フリガナ) 担当者名： 電 話 ： ＦＡＸ： メール：
備考	

※変更申請の場合は、事業者名と変更箇所のみ記載してください。また変更箇所は２段書きとし、下段に変更後の内容を記載し、上段に変更前の内容をカッコ書きで記載してください。

第1号様式 裏面

相馬市ふるさと納税返礼品協力事業者申請に係る誓約事項

(1) 協力事業者は、品質管理やサービスの提供体制等ついて細心の注意を払い、返礼品が相馬市を代表するものとして、誇りを持って提供する。

(2) 協力事業者は、返礼品等の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情等内容については相馬市及び中間事業者へ報告すること。

(3) 協力事業者は、当該業務で知り得た情報等については、秘密を保持するものとし、他の目的に使用しないこと。

(4)この事業による業務を遂行するにあたり、個人情報の取扱いについては、相馬市個人情報保護に関する法律施行条例及び関係法令を遵守すること。

(5) 相馬市は、品質等に関する保証やクレーム対応などについては、一切の責任を負わない。

(6) 相馬市は、やむを得ない事情により、返礼品等の取り扱いについて、予告なく取り扱いを停止することがある。

(7) 食品を取り扱う場合は、地場産品基準、食品表示法や食品衛生法に違反することがないよう、相馬市の調査・確認に応じる義務がある。

(8) 食品を取り扱う場合は、地場産品基準、食品表示法や食品衛生法において遵守するべき事項が記載された書類を整備し、保存をする義務がある。

(9) 地場産品基準、食品表示法や食品衛生法の違反を行った場合は取引を中止する。

(10) 上記により契約不履行となり相馬市に損害が生じた場合、相馬市は損害賠償を請求することができる。

第２号様式

相馬市ふるさと納税返礼品協力事業者登録取り下げ書

令和　　年　　月　　日

相馬市長

「相馬市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項」６の規定に基づき提出します。

所在地	〒　　－
事業者名	(フリガナ)
代表者名	(フリガナ)
登録取下	登録抹消予定日：令和　　年　　月　　日 取下理由 ［　　］

第３号様式

相馬市ふるさと納税返礼品登録(変更)届

令和　　年　月　日

相馬市長

申請者　〒　　－
所在地
事業者名
代表者名
担当者名
電話番号　（ ）　－

相馬市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項６および８の規定に基づき届け出します。以下の内容は事実と相違ありません。

<table>
<tr><td>（ふりがな）
返礼品名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>返礼品の概要</td><td colspan="2">商品をHP等で紹介するため、アピールポイント等を詳細に記入してください。</td></tr>
<tr><td>商品紹介のHP</td><td colspan="2">□有　□無
※有の場合　URL（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地場産品の要件
（１つ選択）</td><td>ア：□市内で生産</td><td>イ：□市内の原料を主に使用
(主原料：　　原料割合：　　%)</td></tr>
<tr><td>ウ：□市内で製造・加工</td><td>エ：□市内で提供されるサービス</td></tr>
<tr><td colspan="2">オ：□その他の総務省基準　　適用：第　　号
理由：</td></tr>
</table>

返礼品の内容等	商品提供価格	円（税込） ※荷造・箱・梱包代を含む。送料別。 ※寄付金額は、市が設定
	賞味期限・有効期限	発送後・返礼品到着後・その他　　日以内
	量・規格	
	配送方法	□常温　□冷凍　□冷蔵
	梱包サイズ	□６０　□８０　□１００　□１２０　□１４０ □その他（　　mm×　　mm×　　mm）
	重さ（ｇ）	
	配達不可地域	
商品 アレルギー表示	27 品目	
提供可能時期	□通年	□期間限定（　　月　　日　　～　　月　　日）
提供可能数量	□制限なし	□数量限定（　　年間・月間　　個）
備考		

※変更申請の場合は、事業者情報と返礼品の変更箇所のみ記載してください。また変更箇所は２段書きとし、下段に変更後の内容を記載し、上段に変更前の内容をカッコ書きで記載してください。